

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

令和 年 月 日

(宛先) 綾 瀬 市 長

所有者の住所			
所有者の氏名又は名称			
家 屋 の 所 在	綾瀬市		
家 屋 番 号		種類（用途）	
構 造		延 床 面 積	m ²
		住 宅 床 面 積	m ²
建 築 年 月 日	年 月 日	登 記 年 月 日	年 月 日
備考（新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する 1 月 31 日までに申告書を提出できなかった理由）			

※添付書類
長期優良住宅の認定通知書の写し

【処理欄】

受 付 番 号	—	
物 件 番 号		
義 務 者 C D		
減 額 対 象 年 度	年度～	年度
O / L 処 理 日	・	・
補充台帳処理日	・	・
処 理 確 認 日	・	・

・・・認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置・・・

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日）から令和13年3月31日までの間に認定長期優良住宅を新築した場合、当該家屋の固定資産税が減額されます。

住宅の要件（※次の要件をすべて満たす住宅）

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により行政庁の認定を受けて新築された住宅
- 2 平成21年6月4日から令和13年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅
- 3 床面積が40㎡以上から240㎡以下（令和8年3月31日までに新築された住宅は50㎡以上から280㎡以下）
（一戸建以外の賃貸用住宅は、1区画40㎡以上）
- 4 人の居住部分が当該家屋の床面積の2分の1
（店舗や事務所付きの住宅（併用住宅）などのように住宅部分と住宅以外の部分がある場合は、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上となるものに限りません。）

減額期間

- ・3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅・・・新築後7年間
- ・上記以外の住宅・・・新築後5年間

減額率及び減額対象面積

- ・1戸あたり住宅部分の120㎡相当分まで
（120㎡を超える部分は、減額の対象にはなりません。）
- ・当該住宅の固定資産税の2分の1が減額されます。

手続き

認定長期優良住宅を所有している方は、認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書（裏面）に必要書類を添えて申告が必要です。

注）新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日（休日に当たるときはその翌日）までの間に申告の無い場合は、この減額措置の適用は受けられませんのでご注意ください。

注）この減額措置は、新築住宅減額措置に代わるもので、新築住宅減額措置との併用はできません。

申告先

綾瀬市役所 課税課 資産税担当 TEL 0467-70-5626（直通）